

下水道事業（下水道・浄化槽）

町の下水道は、奥多摩湖周辺の町が管理する処理場で汚水処理を行う「小河内処理区」と、境（松村）付近から下流で青梅市に接続し昭島市にある都が管理する処理場で汚水処理を行う「奥多摩処理区」の2処理区があります。

また、下水道の区域以外は、町設置型合併処理浄化槽の整備および既設合併処理浄化槽の町移管により汚水処理を行っています。

①9月10日『下水道の日』

台風などの

雨水対策のお願い

9月10日は下水道の役割の一つである雨水対策を念頭に、台風や豪雨に備え関心を深めるために国が下水道の日として定めています。この日をきっかけに下水道の役割に目を向け、下水道にゴミや油を流さないことなどを心がけ、下水道を大切に使いましょう。

また、大雨時は下水道管

への雨水流入が増え、下水道施設に処理能力以上の雨水が流入し、みなさんの命や財産をおびやかす浸水被害が発生する可能性がありますので、みなさんご自身でもつぎの浸水への備えをお願いします。

・雨水ますや側溝を塞がないようにしましょう

・大雨時にはトイレや風呂場、洗濯の排水口にビニール袋に水を入れた水のうをおき、宅内への逆流を抑制しましょう

・大雨の直後は風呂場や洗濯の排水など大量の水を流さないようご協力ください

＊町の下水道は宅内のトイレや台所などの汚水のみを処理する分流式下水道です。雨水が宅内排水設備に入り込み、下水道へ流入していないか確認してください。



②10月1日『浄化槽の日』

浄化槽の正しい使い方

国は、合併処理浄化槽の普及促進および浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的に、10月1日を浄化槽の日と定めています。この日をきっかけに各家庭の合併処理浄化槽を正しく使うよう心がけましょう。

浄化槽は、微生物の働きで汚水を分解・浄化するため、つぎの点に注意して正しく使い微生物が働きやすい環境を保ちましょう。

・野菜くずや天ぷら油などは流さないようにしましょう
・洗濯洗剤、漂白剤は適量を使いましょう
・トイレットペーパー以外の異物を流さないようにしましょう

・浄化槽に空気を送るブロワーの電源を切ってしまうと、微生物が死滅してしま

うため、電源は切らないようにしましょう

・浄化槽のマンホールの上を物置いてしまうと保守点検や清掃に支障をきたすので、置かないようにしましょう

③公共下水道への接続・合併処理浄化槽への転換のお願い

町の公共下水道は、宅内のトイレ、風呂場、台所などから公共下水ますまでの排水設備を自己負担で整備し、接続する必要があります。

浄化槽区域では、町管理型合併処理浄化槽への転換を推進し、公共下水道と同様に自己負担で排水設備整備と合併処理浄化槽の接続をお願いします。

公共下水道や合併処理浄化槽へ接続が済みでない方は、河川の水質保全や公衆衛生の向上のため、速やかに接続をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83・2367

ハチ対策について

町には、毎年ハチに対する相談が寄せられています。ハチはこれからも秋にかけて、活動が活発になります。

巣を早期に発見できるように、庭木のせん定を行い、軒下やエアコンの室外機など巣ができそうな場所は日ごろから気にかけるようお願いします。

町ではご自身で駆除する方に「ハチ用防護服とスプレー」の無料貸出を行っています。また、ハチが建物内に巣を作ってしまった場合などご自身の対応が難しい場合は、薬品・駆除業者を紹介する（公社）東京都ペストコントロール協会へお問い合わせください。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83・2367

※（公社）東京都ペストコントロール協会 ☎03（3254）0014

環境整備課からお知らせ